

一般社団法人ヘルス&クラッシー（以下「当社」という。）の定める NPAA ネイル事業部門インストラクター（以下「NPAA インストラクター」という。）の活動等に関して、以下の通り規定します。NPAA インストラクターとして活動される方は、当規約の遵守をお願い致します。

第1条（NPAA インストラクターの心構え）NPAA インストラクターに認定され登録した者は、その自覚を持って当社に関する活動を行ない、多くのマニキュアリストの手本となる言動を心がけて下さい。

第2条（認定及び登録について）

1. NPAA インストラクターの認定は、以下の項目を全て満たした場合に認められるものとします。

1) ネイル技術的知識と学科知識を十分に有しており、対人指導のネイルスクールに80時間以上通学しその証明書（修了証）を提出できる者。またネイルサロンで従事した期間が通算で2年以上あり、施術人数は合計でのべ1000名以上である者。

2) NPAA ネイルテクニカルデザイン検定試験1級、ネイルテクニカルエキスパート検定1級、ネイルテクニカルビジュアルアート検定上級、衛生管理責任者（JNA,I-Nail-A,NPAA いずれかの衛生管理者講習を受講済）上記すべてを取得済であること。

3) 現在自身のネイルスクールを運営し、自身が管理するウェブサイト（SNSツール以外）を有しており、事業所開業届を各市町村へ提出している者。又自宅サロン以外のテナント契約をし、サロン開設を行っている者。

4) 施設賠償責任保険に加入している者。

5) 社会のネイルサロン及び技術者への期待や要望をくみ取る能力を有すると当社が認める者

6) ビジネスにおいて関わるネイル関連企業との連携を図る交渉力やそれを支えるコミュニケーション力を有すると当社が認める者。

7) 審査業務を円滑に運営するための管理能力を有すると当社が認める者。

8) 当社の実施するインストラクター講習会の受講（事前講習会、登録者講習会）

9) 当社の実施するインストラクター認定試験の合格（実技、学科、論文提出、面接）

10) 当社の主宰する専門部会による承認

2. NPAA インストラクターの登録は、以下のすべての項目を満たした場合に認められるものとします。

1) 登録に必要な書類の提出

2) インストラクター登録料の支払

3) 登録講習会の修了

3. NPAA インストラクターの資格は、認定され、登録を行なった個人に認められるものであり、個人の所属する会社、団体等は、インストラクターに関するいかなる特権をも持ちません。但し、当社が認めたものに関してはこの限りではありません。

4. NPAA インストラクターの登録有効期限は、1年とします。

5. 登録は、登録料の支払をもって更新したものとみなします。

6. インストラクターは、当社の定める範囲内で権限を行使できるに過ぎず、当社の活動以外にその権限を有するものではありません。

7. 登録内容に変更が生じた場合は速やかに所定の書類の提出をお願いします。提出方法は郵送のみで受付いた

します。

8. 申請、変更等に関する書面は、当社の公式ウェブサイトに公表しておりますので、必ずダウンロード及びプリントアウトできる環境を整えて下さい。なお、公式ウェブサイトに公表しております書面は当機構からお送りすることは致しません。

第3条（役割・活動について）

1 N P A A インストラクターは、高度なネイルの知識、技術を持ち、コミュニケーション能力、対人関係構築力等ヒューマンスキルにも優れ、当機構の事業目的や当機構の考える知識、技術の確認、その考え方を理解し、検定受験者や、マニキュアリストを目指す人にそれを還元することが役割となります。

2. 1項に掲げた役割を全うするため、N P A A インストラクターは以下の活動を行いません。

- 1) 機構が開催する検定試験における審査官
- 2) 所属する検定実施校が開催する検定試験における審査官
- 3) 検定対策講習会の開催
- 4) 機構開催各種講習会の講師及びデモンストレーター
- 5) その他機構が依頼をした活動

第4条（義務）

1. N P A A インストラクターは、以下の義務を負うものとします。

- 1) N P A A インストラクターは検定受講生、講習会の受講生等に対しては、真摯な態度で何事にも取組むこと。
- 2) N P A A インストラクターは、資格に恥じることのない言動を心がけること。
- 3) N P A A インストラクターは、他のマニキュアリストの模範となるよう、常にスキルアップを心がけること。
- 4) N P A A インストラクターは、当社に関すること、当社の実施する検定試験、講習会等に関して啓蒙普及を行なうこと。
- 5) 当社の取決め、当規約、その他N P A A インストラクターとして活動するにあたり遵守すべき法令等を遵守すること。
- 6) 検定受講生、講習会の受講生等からの質問等に対して丁寧な対応を心がけること。

2. 活動に関して以下のことを義務付けるものとします。

- 1) N P A A インストラクターは、自らが習得している教育システムに従って検定指導等を行うこと。
- 2) 当規約に記載がない場合でも、当社が定めた義務に関しては、遵守すること。

第5条（所属に関して）

1. N P A A インストラクターの所属先とは、自ら運営、もしくは従業員として雇用されている美容学校、ネイルスクール、ネイルサロン等をいいます。
2. N P A A インストラクターの資格、権限に関しては、所属先はなんら権限等を有しません。あくまでN P A A インストラクターは個人の資格となります。但し、当社が定めた場合はこの限りではありません。
3. 所属先とのトラブル等で当社の求めるN P A A インストラクターとしての義務が果たせない場合、活動に困難をきたす場合は、その内容について状況報告を求める場合があります。

第6条（当社からの要請について）

1. 当社からN P A A インストラクターへ要請する事項としては以下の場合があります。
 - 1) 当社が開催する検定試験の審査官

- 2) 当社が開催する検定試験、その他講習会の講師
- 3) 当社が開催するイベント等への参加協力
- 4) 情報誌等の原稿（画像含む）等当社が別途その啓蒙普及に関して必要と判断をした事項
- 5) その他状況に応じてNPAAインストラクターへの要請が適当と当社が判断した内容

2. 当社からの要請方法は、文書もしくはE-MAILで行ないます。

第7条（情報の提供について）

1. 当社は、NPAAインストラクターの活動に関する事、当規約に関する事、NPAAインストラクターに関する取決め、当社が新規にNPAAインストラクターに関して定めた事項等、NPAAインストラクターに対して周知及び徹底を促す情報に関しては、NPAAインストラクター個人に情報を提供するものとします。
2. 情報提供の方法に関しては、文書もしくはE-MAILで行ないます。
3. 当社は、最新の情報を配信、閲覧していただくよう努めてまいります。

第8条（当社からの使用許可について）

1. NPAAインストラクターに登録された場合、以下の使用について許可いたします。
 - 1) 当社のロゴマーク
 - 2) NPAAインストラクターの名称
 - 4) 当社が準備したその他のロゴマーク等
2. NPAAインストラクターの登録が完了と同時に使用を許可します。
3. NPAAインストラクターの登録抹消、NPAAインストラクターの辞退、登録料未払等、NPAAインストラクターの活動ができない状況になった場合は、使用許可を取り消します。

第9条（法令遵守）

NPAAインストラクターは法令等遵守を徹底してください。法令等とは、法令及び当規約、その他NPAAインストラクターに関する全ての取決めをいいます。

第10条（禁止事項） 以下の事項を禁止事項として定めますので、誠実に活動を行なってください。

1. 社会通念に反するような行為
2. 法令等取決めを遵守しない行為
3. 当規約に反する行為を行なうこと
4. NPAAインストラクターとしてふさわしくない言動、対応等を行なうこと
5. 当社に対して虚偽の申告、報告、登録を行なうこと
6. 当社、他の会員、NPAAインストラクター、検定受講生、講習受講者等への誹謗中傷を行なうこと
7. 不正に他の会員、NPAAインストラクター、検定受講生、講習受講者等の保有している情報等を収集、開示する行為
8. 当社、他の会員、NPAAインストラクター、検定受講生、講習受講者等の著作権又はその他の権利を侵害する行為、及び侵害するおそれのある行為
9. 当社、他の会員、NPAAインストラクター、検定受講生、講習受講者等の財産又はプライバシーを侵害する行為、及び侵害するおそれのある行為
10. 当社、他の会員、NPAAインストラクター、検定受講生、講習受講者等に不利益又は損害を与える行為、及び与えるおそれのある行為

- 1 1. 会員として、NPAAインストラクターの権利、立場を、他の会員、第三者等に譲渡、承継または行使させる等の行為
- 1 2. 犯罪的行為、又は犯罪的行為に結び付く行為、もしくはそのおそれのある行為
- 1 3. 公職選挙法で規制及び禁止する選挙運動行為
- 1 4. 性風俗、宗教、政治に関する活動
- 1 5. その他、法令に違反する、又は違反するおそれのある行為
- 1 6. その他、当社が不適切と判断する行為

第11条（懲罰）

1. 以下の項目が発生した場合、登録抹消の処分を行ないますのでご注意ください。
 - 1) 会費の未納
 - 2) 当規約に違反する行為で、当社が判断した場合
 - 3) 登録情報に虚偽が判明した場合
 - 4) その他当社が適当と判断した場合
2. 以下の項目が発生した場合、認定取消の処分を行ないますのでご注意ください。
 - 1) NPAAインストラクターの活動において、故意に検定評価を改ざんしたことが判明した場合
 - 2) 当社の依頼した事項について無断もしくは容認できない理由で欠席等して、当社に損害等を与えた場合
 - 3) 当規約に違反する行為で、当社が判断した場合
 - 4) その他当社が適当と判断した場合

第12条（再登録・再認定）

1. 登録抹消を受けた場合、抹消の処分を受けてから1年間は再登録することはできません。
2. 再登録を希望する者は、再登録書を当社に提出すると同時に、誓約書等定められた書面を提出することにより、誠実にかつ忠実に活動を行なうことを宣誓するものとします。
3. 再登録をの可否は当社が判断するものとし、書面を提出することによって必ず再登録ができるものではない。
4. 認定の取消を受けた者は、再度認定試験を受験して合格し、専門委員の承認を得ることで、登録を可能とします。
5. 認定の取消しを受けてから1年間は、認定試験を受験することはできません。
6. 再認定をするかどうかは当社及び専門委員が判断するものとし、必ず再認定されるものではありません。

第13条（免責事項）

1. 当社は、NPAAインストラクターの内容、立場、権限、情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等のいかなる保証も行わないものとします。
2. 理由の如何に関わらず、情報の変更及び運用の中断または中止によって生じるいかなる損害について当社は責任を負わないものとさせていただきます。
3. NPAAインストラクターの活動に関して生じた受講生等との争い、諸問題等に関しては、当社が依頼した事項で、かつNPAAインストラクターが十分注意を払ったことが認められる場合以外は当社では責任を負わないものとさせていただきます。
4. 当社の解散等によりNPAAインストラクターの立場、権限等が失われたことによって生じた損害等に関しては、当社は責任を負わないものとさせていただきます。

第14条（その他）

1. この規約にない内容に関しては、当社と相談のうえ決定します。自らが勝手に判断をしない ようにしてください。
2. 個人の情報に変更が生じた場合は、速やかに当社に届け出てください。

第15条（インストラクター対応窓口）

当社におけるNPAAインストラクターの窓口は、ネイル事業部とします。NPAAインストラクターに関する制度、検定実施等不明な点は対応窓口までお問い合わせ下さい。

第16条（合意管轄）

1. NPAAインストラクターと当社との間で紛争が生じた場合には、当該当事者がともに誠意をもって協議するものとします。
2. 協議をしても解決しない場合、神戸地方裁判所のみをもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

当規約は平成27年5月1日より適用します。